

## 資料室



[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [労働組合の安全衛生活動（２）](#) | [安全衛生委員会の充実・活用を図ろう](#)

[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 労働組合の安全衛生活動（２） 安全衛生委員会の充実・活用を図ろう

(クリックするとPDFファイルをダウンロード)

## 安全衛生委員会の充実・活用を図ろう

### 1. 「法」に定められている「安全衛生委員会の設置」

安全委員会の設置（法第17条）、衛生委員会の設置（法第18条）、安全衛生委員会設置（法第19条）が定められています。

安全委員会は、事業の業種区分と常時使用する労働者数により、衛生委員会は業種を問わず、使用する労働者が常時50人以上の場合は設置が必要となります。

また、安全衛生委員会は、両方の設置が必要な場合、一括して設置することを認めています。

### 2. 安全衛生委員会の基本事項

安全衛生委員会の設置にあたり、労働安全衛生法は本法・施行令・安衛規則等で、基本的事項を規定しています。

①設置対象事業場。②委員会の構成。③審議事項。④開催頻度。⑤議事録の作成と保存。等が定められています。

#### （安全）衛生委員会

#### 1. 安全委員会（法第17条、令第8条）・衛生委員会（法第18条、令第9条）

##### ① 安全委員会を設けるべき事業場

業 種	常時使用する労働者の数
林業、鉱業、建設業、製造業のうち（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業）、運送業のうち（道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業）	50人
林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業（物の加工を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場	100人

##### ② 衛生委員会を設けるべき事業場

業種を問わず、常時50人以上の労働者を使用する事業場。

##### ③ 安全衛生委員会を設けるべき事業場

①②の両方に該当する事業場。

### 3. 安全衛生委員会の委員の構成(法第 19 条)

- ① 総括安全管理者又は、総括衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者、若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者 1名。
- ② 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者。
- ③ 産業医のうちから事業者が指名した者。
- ④ 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者。
- ⑤ 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者。
- ⑥ 事業者は当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを委員として指名することができる。

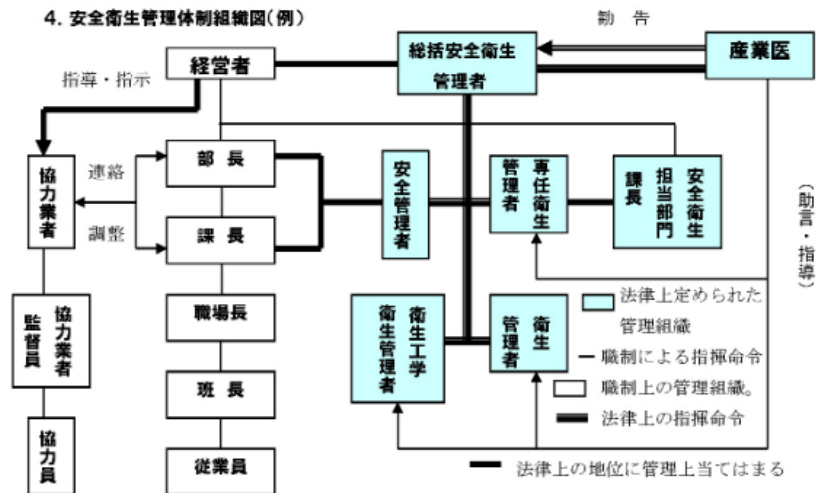
注) 尚、委員の半数(議長を除く)は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない(法第 19 条 4 項)。しかし、当該労働者の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その定めによる(法第 19 条 4 項)となっています。

事業場の実態は、議長以外の委員のうち、安全管理者と衛生管理者、産業医は、総括安全衛生管理者の業務の技術的事項等を管理、担当することが規定されているので、一般的には会社側委員となっていることが多い。

このようなことから、労働組合側委員は④・⑤・⑥から推薦指名されます。

また、委員会の議長(法第 19 条 4 項)は、①と規定されています。

### 4. 安全衛生管理体制組織図(例)



### 5. 安全衛生委員会の審議事項

安全衛生委員会は安全委員会・衛生委員会の審議事項双方を含め行う。

#### 法定審議事項

- (1) 労働者の危険及び健康障害防止措置の基本となるべき対策に関する事項。
  - ① 年度安全衛生・健康管理方針および計画の策定。
  - ② 中長期方針の策定。
  - ③ 安全管理体制の確立や安全衛生基準の策定。
  - ④ その他、安全衛生・健康管理保持増進の基本的事項の策定。 など。
- (2) 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事項(法第 7 章)
 

法第 7 章に規定されている「健康の保持増進のための措置」を指しています。

したがって、

  - ① 作業環境測定とその評価。
  - ② 作業の管理。
  - ③ 健康診断。
  - ④ 病者の就業禁止。
  - ⑤ 健康の保持増進措置(トータル・ヘルス・プロモーション・プラン: THPP)。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全・衛生に係る事項。

労働災害とは、業務上の災害（ケガ・疾病）を言います。したがって、業務に起因する傷病のすべてについて、発生した場合の原因や再発防止対策の審議のみならず、その発生を未然に防止するための諸施策についても審議の対象となります。

- (4) その他、労働者の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項。  
安衛則第 21 条（安全委員会の付議事項）、第 22 条（衛生委員会の付議事項）で次のように示されています。

#### 安全委員会の付議事項

- ①安全に関する規程の作成に関すること。
- ②法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
- ③安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ④安全教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑤新規採用する機械、器具その他の設備または原材料に係る危険の防止に関すること。
- ⑥労働大臣、所轄監督署・監督官及び専門官から文書で命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

#### 衛生委員会の付議事項

- ①衛生に関する規程の作成に関すること。
- ②法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。

- ③安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ④衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑤法第 57 条の 2 第 1 項及び第 57 条の 3 第 1 項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること（新規化学物質・重度の健康障害のおそれある物質）
- ⑥法第 65 条の 1 第 1 項または第 5 項の規定により行われる作業環境測定の結果およびその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- ⑦定期に行われる健康診断、法第 66 条第 4 項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断および法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察または処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- ⑧労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- ⑨長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- ⑩労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- ⑪新規に採用する機械等または原材料に係る健康障害の防止に関すること。
- ⑫労働大臣、所轄監督署・監督官及び専門官から文書で命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

#### その他の審議事項(法定審議事項ではない)

- (1) 法第 7 章の 2 「快適な職場環境の形成のための措置」について審議事項とすることが望ましい。
- (2) その他、事業所の特有の問題など。

## 6. 安全衛生委員会の運営について

- (1) 開催頻度・議事録（則第 23 条）
  - ①毎月 1 回以上の開催を行うこと。
  - ②議事録を作成し 3 年間保存すること。

以上が法定された委員会の審議事項や運営に関するものです。  
労働組合は、この法定事項を基礎により高い安全衛生を探求していかなければなりません。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▲ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.